第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成22年度末までに都道府県公害審査会(審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下、本章において「審査会等」という。)に係属した公害紛争事件は、1,277件である。これらのうち、終結しているのは、1,244件である(表1-3-1)。

平成22年度に審査会等が受け付けた事件は29件であり、これらに前年度から繰り越された39件を加えた計68件が22年度に係属した。このうち、35件が22年度中に終結し、残り33件は23年度に繰り越された(22年度に係属した68件の概要については付録 2 (126ページ)参照)。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁(審査会等においては、裁定は行えない。)並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の 9 割以上が調停事件となっている。また、平成22年度に受け付けた29件は、すべて調停事件である(表 1-3-1)。

(2) 都道府県別受付件数

平成22年度に受け付けた29件について都道府県別に見ると、東京都が5件、大阪府が4件、埼玉県及び山梨県が各3件、北海道、千葉県及び愛知県が各2件、栃木県、群馬県、神奈川県、三重県、京都府、岡山県、長崎県及び沖縄県が各1件であり、15都道府県において事件を受け付けている。

なお、平成22年度末までに審査会等に係属した事件について都道府県別に見ると、東京都の199件が最も多く、次いで大阪府が190件、愛知県が81件、千葉県が69件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている(表1-3-2)。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成22年度に受け付けた調停事件29件について、環境基本法第2条第3項に定める公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下、「典型7公害」という。)の種類別に見ると、騒音に関するものが23件、振動に関するものが10件、悪臭に関するものが6件、水質汚濁に関するものが3件、土壌汚染及び地盤沈下に関するものが各1件となっている(重複集計)。

平成22年度末までに審査会等に係属した事件について、申請人から主張されている 典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.2種類で推移して いる(表1-3-3)。 また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

平成22年度に受け付けた調停事件29件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が28件、法人が1件となっている。また、個人が申請人となっているものについて、その人数別に見ると、10人未満のものが27件、10人以上100人未満のものが1件となっている(表 1-3-4)。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、健康被害を訴えるもの及び感覚的・心理的被害を訴えるものが各18件、財産被害を訴えるものが8件、動物被害を訴えるものが2件となっている(重複集計)(表1-3-5)。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの(おそれ公害事件)とに分けられるが、平成22年度に受け付けた調停事件29件のうち、4件がおそれ公害事件となっている(表1-3-6)。

(3) 発生源の態様

平成22年度に受け付けた調停事件29件について、発生源側の当事者を見ると、民間 企業のみが当事者となっているものが21件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者と なっているものが5件、その他が3件となっている(表1-3-7)。

次に、平成22年度に受け付けた調停事件29件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係及び交通・運輸関係(道路建設に係るものを含む。)が各6件、畜産関係が2件、建築・土木関係及び廃棄物・下水等処理関係が各1件、その他が13件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる(表 1 - 3 - 8)。

(4) 請求事項

平成22年度に受け付けた調停事件29件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが19件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが8件、その他が2件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法 の改善を求めるものが16件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが 6件、操業停止・移転を求めるものが3件、道路等の建設(計画)の差止めを求めるも のが2件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成22年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている(表1-3-9)。

表1-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

										(単位:件)
▼ 区分		受	付 件	数			終	結 件	数		
年度	合計	あっせん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	年 度 末係属件数
昭和											
$45 \cdot 46$	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55 56	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57 50	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63 平成 元	28 36	1	25 36	0	2 0	22 25	11 13	7	4	0 2	39 50
平成 元 2	57	0	57	0	0	40	13	6 23	4 5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	43 51	0	51	0	0	45 36	7	20	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0		45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0		39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
計	1, 277	36	1, 223	4	14	1, 244	532	539	144	29	
μΙ	1, 211	50	1, 220	4	1.1	1, 277	002	000	177	23	

⁽注)1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日~47年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

² 昭和45年11月1日~49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。

³ 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

⁴ 平成21年度の受付件数欄中の合計欄及び調停欄並びに年度末係属件数欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年度年次報告の数値に1件を加えている。

表1-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

都	道府	県	件数	都	了道府	県	件数	者	『道府』	県	件数	者	『道府	県	件数
北青	海森	道県	16 6	東神	京奈 川	都県	199 61	滋京	賀 都	県府	30 42	香愛	川媛	県県	10 5
岩岩	** 手	県	4	新	深 川 潟	県	9	大	阪	府	190	多高	知	県	14
宮秋	城 田	県県	17 9	富石	山 川	県県	8 11	兵奈	庫 良	県県	41 22	福佐	岡賀	県県	17
山	形	県	6	福	井	県	7	和	歌山	県	18	長	崎	県	11
福	島	県	6	Щ	梨	県	4	鳥	取	県	7	熊	本	県	29
茨栃	城木	県県	8 12	長岐	野阜	県県	33 13	島岡	根 山	県県	10 13	大宮	分 崎	県県	5 5
群	馬	県	29	静	岡	県	19	広	島	県	35	鹿	児島		7
埼	玉	県	62	愛	知	県	81	Щ	口	県	4	沖	縄	県	10
千	葉	県	69	111	重	県	56	徳	島	県	3		計		1, 277

⁽注) 集計対象期間は、昭和45年11月1日~平成23年3月31日である。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表 1 - 3 - 3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(重複集計)(単位:件)

								(里復第	(FI) (I	(位:作)
公害の		公		害	T))	種		類	1件当
種類	合計	「重複	大気	水質	土壌			地盤		たりの 公害の
年度		計集計	汚染	汚濁	汚染	騒音	振動	沈下	悪臭	種類
n77 ∡ ⊢										
昭和 45~47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1. 6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1. 6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2. 2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1. 5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1. 9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2. 2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2. 3
55 53	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56 57	19 15	27 24	4	2	0	10 13	4	3	4	1. 4 1. 6
57 58	26	48	6 7	4	3	13 16	1 8	0	4 10	1. 8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	10	1. 6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2. 1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2. 0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1. 9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2. 1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2. 1
4	51	117 86	29	21	13	24	19	3	8	2. 3
5 6	44 30	59	19 11	13 5	6 3	29 20	8 14	2	9 5	2. 0 2. 0
7	39	79	12	13	5 5	23	16	3	7	2. 0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2. 5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2. 5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2. 4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2. 2
15	33		10	6	4	24	9	2	6	1.8
16 17	40 36	73 71	8 12	5 8	8 7	28 25	15 12	0	9	1. 8 2. 0
17	30	62	9	6	<i>t</i> 5	25 20	15	3 1	4 6	2. 0
19	42	62	5	4	7	28	5	3		1. 5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1. 9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2. 0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
計	1, 263	2, 472	474	264	129	826	458	68	253	2.0

⁽注)1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

² 平成21年度の合計欄並びに公害の種類欄中の計欄、大気汚染欄及び騒音欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年度年次報告の数値に、合計欄並びに公害の種類欄中の大気汚染欄及び騒音欄は1件、公害の種類欄中の計欄は2件を加えている。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

申請人				個	<u> </u>		人		`	出 : 件)
) teld	合計	小	計	- I	$2 \sim 9$	$10 \sim 49$	$50 \sim 99$	100 ~	1,000	法人
年度			(注)	1人	人	人	人	999人	人以上	
昭和										
45∼47	50	44	(16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28	(10) (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24	(12)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21	(5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20	(2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24	(5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20	(0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22	(1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24	(1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19	(3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15	(2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26	(0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19	(2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28	(2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20	(1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28	(1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25	(0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35	(0)	5	9	9	3	8	1	1
2 3	57	57	(0)	9	14	15	7	11 8	1	0
4	43 51	42 50	(0)	6 11	19 20	5 6	2 3		2 3	1
4 5	51 44	43	(1)	10	20 17	9	3 1	5	1	1 1
6	30	30	(0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36	(2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41	(0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46	(3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38	(1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22	(2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25	(3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28	(2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27	(2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31	(2)	12	11	3	1	2	2	2 4
16	40	36	(2)	18	11	5	0		1	
17	36	31	(2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27	(0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33	(1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33	(2)	12	11	7	1	2	0	3
21 22	42 29	38 28	(2) (1)	20 16	10 11	6 1	2 0	0 0	0	4
計	1, 263	1, 184	(82)	347	418	199	54	133	33	79

⁽注)1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

^{2 ()}内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

³ 平成21年度の合計欄並びに個人欄中の小計欄及び10~49人欄の数値は、審査会等からの追加 報告を踏まえ、平成21年度年次報告の数値に1件を加えている。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表 1 - 3 - 5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(重複集計) (単位:件)

						(里1	複集計) (単位:件)
被害の		被		害	の	種	類	1
種類	件 数	重複	油 由	田 幸	動物	植物	感覚的・	不明
年度		計集計	健 康	財産	動物	植物	心理的	不明
昭和								
45~47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25		12	7	1	3	11	0
53	22		9	6	1	0	12	0
54	22		9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19		4	9	0	0	10	0
57	15		1	5	0	1	11	0
58	26		1	7	0	0	25	0
59	20		2	8	0	0	16	0
60	29		8	14	0	0	18	0
61	23		3	8	0	0	19	0
62	28		1	5	0	0	27	0
63	26		4	10	0	0	21	0
平成元	36		0	5	0	0	35	0
2	57	65 47	2 7	8	0	0	55	0
3	43 51	64	7	9 11	0	1	30 46	0
4 5	51 44	47	5	7	0	0	35	0
6	30		14	3	0	0	20	0
7	39		19	11		1	23	0
8	42		18	7	2	0	31	2
9	50		27	14	0	0	33	0
10	39		27	11	4	5	24	0
11	25		15	6	1	2	16	0
12	30		19	12	0	2	14	0
13	30		20	8	0	0	26	2
14	30		25	12	1	1	28	0
15	33		17	12	1	0		0
16	40		21	11	1	3	32	0
17	36		21	8	3	1	28	0
18	30		15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36		19	8	0	0	23	0
21	42		14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
計	1, 263	1, 795	467	357	36	44	886	5

⁽注)1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

² 平成21年度の件数欄並びに被害の種類欄中の計欄及び健康欄の数値は、審査会等からの追加報告 を踏まえ、平成21年度年次報告の数値に1件を加えている。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表1-3-6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数

(調停)

種別	合 計	おそれ事件	おそれ事件	おそれ事件
年度		40 C 4 U #F	以外の事件	の割合(%)
昭和				
45·46	17	1	16	5. 9
47	20	2	18	10. 0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5. 3
50	18	5	13	27. 8
51	19	4	15	21. 1
52	24	4	20	16. 7
53	20	7	13	35. 0
54	21	11	10	52. 4
55	27	5	22	18. 5
56	18	2	16	11. 1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38. 5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25. 0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19. 4
2	57	36	21	63. 2
3	43	28	15	65. 1
4	51	20	31	39. 2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46. 2
8	42	15	27	35. 7
9	49	12	37	24. 5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16. 7
14	30	10		33. 3
15 16	33		25	24. 2
16 17	40	13	27	32. 5
17	36	14	22	38. 9
18 19	30 42	5 8	25 34	16. 7 19. 0
20	36	13	23	36. 1
20	42	13	28 28	33. 3
22	29	4	25	13. 8
22	29	4	20	10.0
計	1, 223	378	845	30. 9

⁽注)1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日~47年3月31日である。

² 平成21年度の合計欄、おそれ事件欄及びおそれ事件の割合(%)欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年度年次報告の数値について、合計欄及びおそれ事件欄は1件を加えるとともに、おそれ事件の割合(%)欄を33.3%としている。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表 1 - 3 - 7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

					(半江. 17
発生源年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団体、公団等	民間企業と国、 地方公共団体、 公団等	その他
n77-5					
昭和					
$45 \sim 47$	50	36	13	1	(
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	(
50	21	16	5	0	(
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	(
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	(
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	, ci
56 59		12	5	2	
	20				1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2 5	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
計	1, 263	752	284	110	117

⁽注)1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

² 平成21年度の合計欄及び民間企業欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年 度年次報告の数値に1件を加えている。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表 1 - 3 - 8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

								(単位:件)
事業活動 の種類 年度	合 計	製造・ 加 エ	建築・ 土 木	廃棄物 ・下水 等処理	交通・ 運 輸	畜 産	製錬・ 採 石	その他
昭和								
$45 \sim 47$	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49 50	24 21	15 5	5 9	0	2 2	0 1	1 2	$\frac{1}{2}$
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	2 2 3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55 - 3	27	9	5	3	5	0	0	5
56 57	19	5	8	0	0	1 0	0	5
57 58	15 26	7 7	3 6	4	0	4	1 0	4 5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元 2	36 57	7 5	4 7	5 0	5 13	1	1	13 30
3	43	5 6	2	4	13 7	1 0	1 1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9 10	50 39	6 4	4 3	11 22	12 5	2	2 2	13 3
10	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17 18	36 30	6 14	3 0	9 3	7 9	1 0	1 0	9 4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1			1	16
21	42	8	7	4	2 7	2 2 2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
計	1, 263	343	168	153	182	32	24	361

⁽注)1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

² 平成21年度の合計欄及び交通・運輸欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年 度年次報告の数値に1件を加えている。

表 1 - 3 - 9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数 (あっせん、調停)

請求							発生源支	策の主力	な請求内		() () () () () () () () () ()
事項年度	合計	金銭支払	金銭支び 発生源 対 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	合 計 ①+②	操業停 止・移 転	操業・ 係 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	施設・ 作業方 法の改善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和											
$45 \sim 47$	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61 62	23 28	0	6 7	16 21	1 0	22 28	4 0	3 5	5 6	3 3	7
63	26 26	4	7	15	0	20 22			4	6	14 10
平成元	36	0	6	29	1	35	1 2	1 0	9	13	10
2	57	1	8	47	1	55 55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	$\overline{4}$	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2 2 5
18	30	2 5	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42 36	5 5	11	26	0	37 25	5	3 8	23	1	
20 21	42	5 1	6 9	19 31	6 1	40	2 3	7	9 21	4 6	2 3
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0
計	1, 259	124	275	809	51	1, 084	110	128	499	228	119
									l		

⁽注)1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

^{2 「}その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

³ 平成21年度の合計欄、発生源対策欄並び発生源対策の主な請求内容別件数欄中の合計欄及び道路等の建設(計画)の差止め欄の数値は、審査会等からの追加報告を踏まえ、平成21年度年次報告の数値に1件を加えている。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

1 処理状況

(1) 終結区分別件数

平成22年度中に審査会等において終結した35件(すべて調停事件)について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが8件、調停を打ち切ったものが23件、申請を取り下げたものが3件、その他が1件となっている(表1-3-1)。

(2) 合意の内容

平成22年度中に成立した調停事件8件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが6件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが2件である。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が 7 件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が 1 件となっている (表 1-3-10)。

(3) 処理に要した期間

平成22年度中に終結した35件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが3件、3か月を超え6か月以内に終結したものが7件、6か月を超え1年以内に終結したものが16件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが2件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが2件、2年を超えているものが5件となっており、8割以上が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.5か月となっている(表 1-3-11)。

(4) 期日の開催回数

平成22年度中に終結した調停事件35件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが20件、5回から10回のものが10件、11回以上のものが5件となっており、1事件当たり平均5.0回となっている。

平成22年度中に成立した調停事件8件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが4件、5回から10回のものが4件となっており、1事件当たり平均4.5回となっている。

平成22年度中に打切りとなった調停事件23件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが13件、5回から10回のものが6件、11回以上のものが4件となっており、1事件当たり平均5.3回となっている(表1-3-12)。

2 調停が成立した事件の例

平成22年度中に成立した調停事件8件のうち、発生源側である民間企業に対して、現在の被害及び将来発生するおそれのある被害の未然防止等を求めた事件及び騒音の防止を求めた事件の2件について、一つのモデルケースとして以下に紹介することとする。

(1) 東京都平成21年(調)第2号事件

(申請の概要)

東京都の住民から、平成21年11月、東京都公害審査会に対して、飲食店を営む会 社を相手方(被申請人)として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

被申請人は、被申請人が営んでいる飲食店の店舗の排煙設備を改善すること。

(申請の理由)

被申請人の飲食店で焼き鳥を焼く際に出る煙が、飲食店の排煙設備が十分でないため、隣接する申請人が営む洋品類店に流れ込み、店舗内に収納していた洋品類が煙に汚染され、洋品類が商品としての価値を失った。また、申請人が居住している建物にも煙が侵入し、申請人と申請人の家族は健康上の不安を抱えている。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び5回の調停期日の手続を進めた結果、 平成22年7月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、申請人に対し、被申請人が営んでいる飲食店店舗において、以下(ア)、(イ)及び(ウ)の措置をとることを約する。
 - (ア) 午後4時から同8時までの間は、店舗内の道路側にある換気扇に全体を覆 うことができる蓋を被せて使用できないようにし、道路に面したコンロで調 理する煙が店外に漏れないようにすること。ただし、換気扇とコンロとの距 離が、1メートル未満である場合、蓋の素材は不燃性のものにすること。
 - (イ) 午後4時から同8時までの間は、道路に面したコンロ前面の窓は、緊急時など止むを得ない場合を除き、原則として開けないこと。
 - (ウ) 被申請人は、上記(ア)及び(イ)を確実に履行するため、定期的に店員などスタッフに周知徹底を図ること。
- ② 申請人は、被申請人が上記①の(ア)及び(イ)の措置を履行している間は、被申請人に対して一切の苦情を言わないこと、また、被申請人の店の窓を叩くなど 苦情に類する行為も行わないことを約する。
- ③ 申請人と被申請人は、本調停書に定めるほかには、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。
- ④ 調停費用は各自の負担とする。

(2) 静岡県平成22年(調) 第1号事件

(申請の概要)

静岡県の住民から、平成22年3月、静岡県公害審査会に対して、古紙再生業を営む会社及びその会社の建物所有者らを相手方(被申請人ら)として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

被申請人らは、古紙再生業を行う会社の建物及び建物内に設置されている圧縮梱 包機に騒音を防止する適切な設備を設置すること。

(申請の理由)

古紙再生作業に伴う騒音により、申請人は安心した生活ができない状態にあるため、 古紙再生業を営む会社に適切な措置を求める。また、その会社の建物の所有者らは、 当該建物を貸借する場合、周辺の住環境を侵害しないよう十分に注意し、また、それ を防止する義務がある。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び3回の調停期日の手続を進めた結果、 平成23年1月、次の内容の合意が成立した。なお、申請人は、都合により、建物の 所有者らを相手方とする調停申請を取り下げた。

- ① 申請人は、被申請人が被申請人の古紙再生工場の建物及びその操業につき下 記の騒音対策をとったことを確認する。
 - (ア) 工場屋根に設置された大型換気扇3機を撤去し、当該部分を他の屋根部分と 同等の資材により塞ぐ工事をしたこと
 - (4) 大型廃段ボール資材を搬入する際、その投下音を低減させるため、投下方法を工夫し、騒音発生防止に配慮したこと
- ② 被申請人は新聞雑誌等かくはん機の運転を伴う圧縮機の稼働は午前8時から午後4時まで、段ボール古紙については午前7時30分から午後4時までを原則とすることを確認する(冬季の暖気運転の開始時間は午前7時以降とする。)。また、段ボール古紙の工場持ち込み開始時間は午前7時以降とする。
- ③ 被申請人は、今後も搬入車両の荷下ろし作業や重機類による搬送作業に関し、 必要以上の騒音が発生しないよう配慮し、また、従業員らが作業以外の場面に おいても必要以上の騒音を発生させないよう指導を徹底し、申請人の生活環境 の保全に努める。
- ④ 申請人は、被申請人の前3項の対策の履行により本件騒音に関する紛争はすべて解決したものと認め、以後一切の苦情、請求を行わない。但し、新たな事実を原因とする騒音その他申請人の生活環境の毀損についてはこの限りではない。

表 1 - 3 - 10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

合意事項						発生:	源対策の含	含意内容别	件数
年度	合 計	金銭支払	金銭支 払及び 発生 対 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	合 計 ①+②	操業停 止·移転	操止 ・及設業の 作法 ・ を を を き き き き き き き き き き き き き き き き	施作法善計 変 で の 及画 で の の 更 更
昭和									
45~47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	3 2 2 3	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0		8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2 2	9	0	11	1	0	10
20	15	4		9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
計	532	81	70	349	32	419	46	38	335

⁽注) 1 昭和45~47年度の期間は、昭和45年11月1日~48年3月31日である。

^{2 「}その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

⁽資料) 公害等調整委員会事務局

表1-3-11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

								(単位:件)
処理		3 か 月	3 か月超	6 か月超	1 年 超	1年6か	2 年 を	平 均
期間	合 計		6 か 月		1年6か	月 超		
年度		以 内	以 内	1年以内	月 以 内	2年以内	超える	処理期間
								か月
昭和								
$45 \sim 47$	29	10	8	6	4	1	0	6. 7
48	28	4	5	14	5	0	0	7. 5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8. 2
53	21	3	5	6	6	0	1	10. 4
54	24	4	4	3	4	4	5	16. 3
55 5.0	22	2	2	10	2	1	5	14. 8
56 57	21	2	3	6	4	1	5	14. 9
57 50	23	0	8	6	3	2	4	15. 1
58	19	3	4	4	2	1	5	18. 7
59	24	2	5	7	4	2	4	15. 0
60	21	2	5	5	2 5	2	5	14. 1
61	26	2	4	9		1	5	16. 4
62 62	28	2	5	12	4	1	4	12. 6
63 平成元	22 25	0	3 3	11	2 7	2 2	4 2	16. 2 13. 4
平成几	40	5	3	11 10	12	$\frac{2}{4}$	6	23. 1
3	43	1	7	13	14	6	2	12. 2
4	36	3	2	11	6	4	10	20. 9
5	53	1	7	15	9	7	14	24. 9
6	52	3	8	7	11	6	17	21. 3
7	41	4	5	5	13	$\frac{3}{4}$	10	20. 2
8	36	2	2	18	7	1	6	13. 7
9	40	4	5	11	11	3	6	15. 8
10	45	2	8	12	5	8	10	21. 3
11	36	3	1	10	5	7	10	17. 5
12	35	2	3	8	10	6	6	19. 7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	1.1	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14. 5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2 2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13. 7
計	1, 244	124	195	380	244	99	202	15. 5
μΙ	1, 277	124	130	550	244	33	202	10.0

⁽注) 昭和45年度〜47年度の期間は、昭和45年11月1日〜48年3月31日である。 (資料)公害等調整委員会事務局

表 1 - 3 - 12 平成22年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催 回数別終結件数(調停)

期 区分	日開催回数	0	1~2	3~4	5~6	$7 \sim 8$	9~10	11~	平 均 (回)
終結	35	0	9	11	8	2	0	5	5. 0
成 立 打切り 取下げ	8 23 3	0 0	0 8 0	4 5 2	3 5 0	1 1 0	0 0 0	0 4 1	4. 5 5. 3 6. 0

(資料)公害等調整委員会事務局